

給付金 かんたん早見表



※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

給付金 かんたん早見表

給付金の種類	給付対象者	支給額の目安	申請方法
物価高騰対策給付金等	原則として住民税非課税世帯	都度決定	市区町村からお知らせが届くことが多い。最新情報は市区町村のHPで確認。
特別障害給付金	国民年金に加入していなかった期間があり、そのために障害基礎年金などを受けられない特定の障害のある方	・2025年度 障害基礎年金1級に該当する方： 月額56,850円・障害基礎年金2級に該当する方：月額45,480円 (所得制限あり)	市区町村の役所の窓口にて、請求書や診断書などを提出。
失業給付金（基本手当）	会社などを辞めて仕事を探している方（雇用保険に一定期間加入していたなどの条件あり）	離職時の年齢・賃金により変動	管轄するハローワークで、離職票などを持って手続き。
育児休業給付金	1歳未満の子ども（最長2歳まで延長可）を育てるために育児休業をとる方（雇用保険に入っていて、休業中の賃金や勤務日数・勤務時間数などの条件あり）	育児休業開始前の給料（日額）×休業した日数×67%（育児休業開始から181日目以降は50%）	原則、事業主経由でハローワークに申請。

給付金 かんたん早見表

給付金の種類	給付対象者	支給額の目安	申請方法
高年齢雇用継続基本給付金	60歳を過ぎても同じ会社で働き続ける方で、60歳時点に比べて給料が75%未満に下がった60歳から65歳未満の方（雇用保険に5年以上入っているなどの条件あり）。	低下率に応じて、毎月の給料の最大15%（令和7年4月1日以降は最大10%）	原則、事業主経由でハローワークに申請。
高年齢再就職給付金	失業手当をもらっている60歳から65歳未満の方が再就職し、新しい勤め先の給料が60歳時点の給料と比べて75%未満に下がった場合（失業手当の残り日数などの条件あり）。	低下率に応じて、毎月の給料の最大15%（令和7年4月1日以降は最大10%）	
教育訓練給付金	働きながらスキルアップを目指す方や、離職して新しい仕事のために学ぶ方が、厚生労働大臣が指定する講座を受けて修了した場合（条件あり）。	一般教育訓練：費用の20%（上限10万円） 専門実践教育訓練など：費用の最大80%（年間の上限64万円）	受ける講座の種類によって、講座が始まる前か終わった後に、ハローワークに申請書などを提出。
住宅取得等資金の贈与税の非課税措置	「すまい給付金」は新規受付を終了。現在利用できる主な制度は、直系尊属からの住宅取得資金贈与の非課税措置など。	省エネ住宅は1000万円まで、それ以外の住宅の場合は500万円まで贈与税が非課税。 その他、住宅ローンの利息額に応じて税金が戻ってくる制度（住宅ローン減税）や、省エネ住宅への補助金あり。	資金の援助を受けた年の翌年に、税務署に贈与税の申告書を提出。